

自己資本の構成に関する開示事項(平成30年3月期自己資本比率)

1. 連結自己資本比率(平成26年金融庁告示第7号、附別別紙様式第二号)

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号 (注)	項目	当四半期末 (30年3月期)	経過措置に よる不算入 額	前四半期末 (29年12月期)	経過措置に よる不算入 額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	524,514		528,112	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	86,727		86,727	
2	うち、利益剰余金の額	446,197		444,402	
1c	うち、自己株式の額(△)	4,864		3,018	
26	うち、社外流出予定額(△)	3,547		-	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	312		293	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	220,370		193,508	48,377
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			4,132	
	うち、非支配株主持分に係る経過措置によるものの額			4,132	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)	745,197		726,047	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3,829		3,044	761
8	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-		-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	3,829		3,044	761
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-		-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 1,824		△ 348	△ 87
12	適格引当金不足額	1,545		1,649	412
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-		-	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-		-	-
15	退職給付に係る資産の額	19,868		13,455	3,363
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	2		3	0
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-		-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	10,227		9,204	2,301
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-		-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-		-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-		-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-		-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	-
27	その他Tier1資本不足額	4,497		-	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額(ロ)	38,146		27,008	
普通株式等Tier1資本					
29	普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ))/(ハ)	707,050		699,038	
その他Tier1資本に係る基礎項目					
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	-
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	-
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	-	-
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-
	34-35	その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額	6,021		6,252
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		-	
35	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-		-	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			-	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によるものの額			-	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額(ニ)	6,021		6,252	
その他Tier1資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-		-	-
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-		-	-
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-		-	-
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-		-	-
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額			206	
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額			206	
42	Tier2資本不足額	10,518		-	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額(ホ)	10,518		206	
その他Tier1資本					
44	その他Tier1資本の額((ニ)-(ホ))/(ヘ)	-		6,046	
Tier1資本					
45	Tier1資本の額((ハ)+(ヘ))/(ト)	707,050		705,085	

Tier2資本に係る基礎項目			
	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-
46	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	-	-
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-	-
48-49	Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額	1,416	1,471
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	-
49	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	-
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	111	120
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	111	120
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-	-
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-	31,127
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によるものの額	-	31,127
51	Tier2資本に係る基礎項目の額(チ)	1,528	32,719
Tier2資本に係る調整項目			
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	12,047	10,033
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-	206
	うち、他の金融機関の資本調達手段の意図的保有に係る経過措置によるものの額	-	-
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	-	206
57	Tier2資本に係る調整項目の額(リ)	12,047	10,239
Tier2資本			
58	Tier2資本の額((チ)-(リ))(ヌ)	-	22,479
総自己資本			
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ))(ル)	707,050	727,564
リスク・アセット			
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	-	8,839
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)の額に係る経過措置によるものの額	-	761
	うち、退職給付に係る資産の額に係る経過措置によるものの額	-	3,363
	うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額に係る経過措置によるものの額	-	2
	うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によるものの額	-	4,711
60	リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	3,445,757	3,407,769
連結自己資本比率			
61	連結普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	20.51	20.51
62	連結Tier1比率((ト)/(ヲ))	20.51	20.69
63	連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))	20.51	21.35
調整項目に係る参考事項			
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	72,177	74,803
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	8,529	7,255
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
76	一般貸倒引当金の額	111	120
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	219	303
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-	-
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-	-
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-	-
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-

(注)バゼル銀行監督委員会より平成24年6月に公表された「バゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。

2. 単体自己資本比率(平成26年金融庁告示第7号、附別別紙様式第一号)

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号 (注)	項目	当期末 (30年3月期)	経過措置に よる不算入 額	前四半期末 (29年12月期)	経過措置に よる不算入 額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	499,033		503,438	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	84,813		84,813	
2	うち、利益剰余金の額	422,610		421,643	
1c	うち、自己株式の額(△)	4,864		3,018	
26	うち、社外流出予定額(△)	3,527		-	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	312		293	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	213,130		190,062	47,515
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額				-
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)	712,476		693,794	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3,645		2,892	723
8	うち、のれんに係るものの額	-		-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	3,645		2,892	723
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-		-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 1,824		△ 348	△ 87
12	適格引当金不足額	3,746		3,539	884
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-		-	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-		-	-
15	前払年金費用の額	11,845		9,543	2,385
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	2		3	0
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-		-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	11,323		10,596	2,649
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-		-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-		-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-		-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-		-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	-
27	その他Tier1資本不足額	13,405		442	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額(ロ)	42,144		26,669	
普通株式等Tier1資本					
29	普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	670,331		667,124	
その他Tier1資本に係る基礎項目					
30	31a その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	31b その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	32 その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-		-	
	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額				-
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額(ニ)	-		-	
その他Tier1資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-		-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額				442
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額				442
42	Tier2資本不足額	13,405		-	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額(ホ)	13,405		442	
その他Tier1資本					
44	その他Tier1資本の額((ニ)-(ホ))(ヘ)	-		-	
Tier1資本					
45	Tier1資本の額((ハ)+(ヘ))(ト)	670,331		667,124	
Tier2資本に係る基礎項目					
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	-		-	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-		-	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	

50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	-	-	-
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	-	-	-
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-	-	-
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			30,649
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置によるものの額			30,649
51	Tier2資本に係る基礎項目の額(チ)	-	-	30,649
Tier2資本に係る調整項目				
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	13,405	11,364	2,841
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額			442
	うち、他の金融機関の資本調達手段の意図的保有に係る経過措置によるものの額			-
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額			442
57	Tier2資本に係る調整項目の額(リ)	13,405	11,806	
Tier2資本				
58	Tier2資本の額((チ)-(リ))(ヌ)	-	-	18,842
総自己資本				
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ))(ル)	670,331	685,966	
リスク・アセット				
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額			8,582
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの)の額に係る経過措置によるものの額			723
	うち、前払年金費用の額に係る経過措置によるものの額			2,385
	うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く)の額に係る経過措置によるものの額			2
	うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によるものの額			5,470
60	リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	3,401,598	3,359,510	
自己資本比率				
61	普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	19.70	19.85	
62	Tier1比率((ト)/(ヲ))	19.70	19.85	
63	総自己資本比率((ル)/(ヲ))	19.70	20.41	
調整項目に係る参考事項				
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	69,505	72,176	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	8,448	7,170	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る)に係る調整項目不算入額	-	-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に係る調整項目不算入額	-	-	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
76	一般貸倒引当金の額	-	-	-
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	-	-	-
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	-
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-	-	-
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-	-	-
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	-
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-	-	-
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	-

(注)バーゼル銀行監督委員会より平成24年6月に公表された「バーゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。